

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（指定相当訪問型サービス）
重要事項説明書

指定相当訪問型サービスの提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社with
主たる事務所の所在地	〒792-0864 新居浜市東雲町3丁目1-50
代表者（職名・氏名）	代表取締役 日野 幸子
設 立 年 月 日	令和6年4月9日
電 話 番 号	0897-32-8870

2. ご利用事業所の概要

事業所の名称	ケアサポート ウィズ	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号訪問事業（指定相当訪問型サービス）	
事 業 所 の 所 在 地	〒792-0864 新居浜市東雲町3丁目1-50	
電 話 番 号	0897-32-8870	
指定年月日・事業所番号	令和6年6月1日指定	3 8 7 0 5 0 2 9 3 1
管 理 者 の 氏 名	日野 幸子	
通常の事業の実施地域	新居浜市（大島・別子山を除く）	
第三者評価の実施	実施していない	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、指定相当訪問型サービスを提供することを目的とします。
-------	--

運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。
-------	---

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（指定相当訪問型サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、大型連休（5月3日から5月5日）、お盆（8月13日から8月15日まで）、地方祭（10月17日から10月18日）、年末年始（12月30日から1月3日まで）除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで ただし、利用者の希望に応じて、上記時間外でも、サービス提供可能な体制をとります。

6. 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定される指定訪問介護及び第1号訪問事業の実施に関し、事業所の従業者に対し、遵守すべき事項について必要な指揮命令を行う。	1名

サービス提供責任者	利用者の心身の状況、生活環境、希望等を踏まえ、訪問介護計画（第1号訪問事業計画）を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに、当該計画を交付する。また、指定訪問介護及び第1号訪問事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導その他サービス内容の管理等を行う。	1名以上
従業者	第1号訪問事業計画に基づき、指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供に当たる。	常勤換算 2.5名以上

7. 管理者及びサービス提供責任者

事業所の管理者及びサービス提供責任者は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	日野 幸子
サービス提供責任者の氏名	日野 幸子

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

（1）第1号訪問事業（指定相当訪問型サービス）の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)

訪問型サービス (独自)Ⅰ (1月につき)	週1回程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービス (独自)Ⅱ (1月につき)	週2回程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービス (独自)Ⅲ (1月につき)	週2回を超える程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	2,000円	200円	400円	600円
介護職員処遇改善加算Ⅱ (ロ)※	当該加算の算定要件を満たす場合	所定単位数の 26.6%	上記基本部分と各種加算の合計 26.6%×負担割合		

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) キャンセル料

第1号訪問事業(指定相当訪問型サービス)は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

(3) 支払い方法

毎月、15日までに前月分の利用料の請求をいたします。

お支払方法は、原則、銀行・郵便局の指定口座からの引き落としになります。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名	
---------	---------------	--

	所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)及び新居浜市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0897-32-8870
	受付時間 月曜日から金曜日 9時から17時
	担当者名 秋本 昌輝

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し出ができます。

苦情受付機関	地域包括支援センター	電話 0897-65-1245
	新居浜市介護福祉課	電話 0897-65-1241
	愛媛県国民健康保険団体連合会	電話 089-968-8800

受付時間 月曜日から金曜日 受付時間 8時30分から17時15分

祝日、年末年始(12月28日～1月3日)を除く

12. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の

立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

1 3. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ・虐待防止のための指針の整備をしています。
- ・従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4. 身体拘束等の適正化

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 5. 業務継続計画の策定等

- ・感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ・感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- ・感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

1 6. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画に基づいて対応します。

1 7. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- （1）サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、

あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対するサービス提供

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

18. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が30日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が要介護又は自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

①次の場合は、利用者は解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

